

○ 愛知県都市職員共済組合個人情報保護に関する規則施行規程

(平成 17 年 6 月 30 日)
(平成 17 年規程第 1 号)

改正 平成 19 年 6 月 29 日規程第 2 号
平成 22 年 11 月 1 日規程第 11 号
平成 24 年 3 月 1 日規程第 1 号
平成 30 年 6 月 28 日規程第 2 号
令和元年 6 月 28 日規程第 5 号
令和 3 年 2 月 25 日規程第 1 号
令和 4 年 6 月 30 日規程第 3 号
令和 5 年 6 月 28 日規程第 3 号
令和 7 年 2 月 20 日規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合個人情報保護に関する規則（平成 19 愛知県都市職員共済組合規則第 11 号。以下「規則」という。）に基づき、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）が取り扱う個人情報を保護するため必要な事項を定めることを目的とする。

(平19規程2・一部改正)

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第 2 条 規則第 3 条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 個人情報保護管理者 事務局長
- (2) 個人情報保護管理補助者 各課長

(平19規程2、平22規程11、令3規程1・一部改正)

(個人情報保護管理者の責務)

第 3 条 個人情報保護管理者は、組合における個人情報の保護に関する総合的な管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理補助者を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ理事長に報告する。

(個人情報保護管理補助者の責務)

第 4 条 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の保護に関する管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理補助者は、個人情報保護管理者を補佐し、その所管する部署の個人情報を取扱う職員を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ個人情報保護管理者に報告する。

(令4規程3・一部改正)

(職員の責務)

第 5 条 個人情報を取扱う職員は、規則及び関連する法令等の定めに従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(個人データの利用目的の特定)

第6条 規則第4条第1項に規定する利用目的(規則第23条第2号に規定する全ての保有個人データの利用目的を含む。)は、別表2のとおりとする。

(平30規程2・追加、令3規程1、令4規程3・一部改正)

(個人情報の取扱い)

第7条 個人情報の保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を作成することとし、常にその所在を明らかにしておくものとする。

2 個人情報を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。

3 個人情報を保管する事務所等は、入退室管理を行うものとする。

(平24規程1・一部改正、平30規程2・旧第6条繰下・一部改正、令4規程3・一部改正)

(規則第6条第2項の規程で定める場合)

第7条の2 規則第6条第2項第6号の規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(2) 規則第19条第1項各号(規則第34条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び規則第35条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(令4規程3・追加)

(委託)

第8条 規則第14条第1項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 秘密保持義務

(2) 目的外使用の禁止

(3) 複写・複製の禁止

(4) 第三者提供の禁止

(5) 再委託における条件

(6) 個人情報の授受の方法及び保管方法

(7) 個人情報の管理責任者

(8) 作業場所

(9) 個人情報の管理状況に関する報告の義務

(10) 事故等の発生時における報告の義務

(11) 委託処理終了後の個人情報の返還、消去又は廃棄

(12) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償

(13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(平19規程・一部改正、平30規程2・旧第7条繰下・一部改正、令4規程3・一部改正)

(事態発生時の対応)

第9条 規則第15条第3項の規定により個人情報保護管理者が理事長に報告する場合は、別に定める事態報告書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正、平30規程2・旧第8条繰下・一部改正、令元規程5、令4規程3・一部改正)

(個人情報保護委員会に報告すべき事態)

第9条の2 規則第15条の2第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(令4規程3・追加)

(個人情報保護委員会への報告)

第9条の3 規則第15条の2第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、組合は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあつては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 規則第15条の2第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、別に定める報告書を提出する方法）

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 別に定める報告書を提出する方法（当該総務大臣が別に定める場合にあつては、その方法）

（令4規程3・追加、令5規程3・一部改正）

（本人に対する通知）

第9条の4 組合は、規則第15条の2第2項の規定による通知をする場合には、第9条の2各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

（令4規程3・追加）

（第三者提供に係る事前の通知等）

第9条の5 規則第18条第1項又は第2項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - (2) 本人が規則第18条第1項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 2 規則第18条第1項又は第2項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- (1) 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
 - (2) 別に定める様式（規則第18条第2項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、別に定める様式）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法
- 3 組合が、代理人によって規則第18条第1項又は第2項の規定による届出を行う場合には、別に定める様式によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第9条の7第1項、第9条の8第2項及び第16条の6を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- 4 規則第18条第1項第8号の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (2) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

（令4規程3・追加）

（第三者提供に係る公表）

第9条の6 組合は、規則第18条第1項の規定による届出をし、法第27条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、組合ホームページへの掲載その他の適切な方

法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

- (1) 規則第18条第1項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
- (2) 規則第18条第2項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第1項各号に掲げる事項
- (3) 規則第18条第2項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

(令4規程3・追加)

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第9条の7 規則第20条第2項又は規則第22条の2第1項第2号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 規則第20条第2項又は規則第22条の2第1項第2号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、組合は、規則第20条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

- (1) 前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由
- (2) 前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第2項の規定にかかわらず、組合は、規則第20条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(令4規程3・追加)

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第9条の8 規則第20条第3項（規則第22条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
- (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき

は、個人データ（規則第22条の2第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

- 2 規則第20条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 規則第20条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
 - (1) 当該第三者による規則第20条第1項に規定する体制の整備の方法
 - (2) 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - (3) 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法
 - (4) 当該外国の名称
 - (5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - (6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - (7) 前号の支障に関して第1項第2号の規定により組合が講ずる措置の概要
- 4 組合は、規則第20条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 組合は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(令4規程3・追加)

(個人情報の収集範囲)

第10条 規則第5条第1項及び第2項の規定による個人情報の利用目的の達成に必要な範囲は、次の各号に定める事業等とする。

- (1) 資格・調定業務
 - イ 組合員資格取得及び被扶養者の認定・取消に関する事務
 - ロ 掛金の調定に関する事務
- (2) 短期給付事業
 - イ 保健給付
 - ロ 休業給付
 - ハ 災害給付
 - ニ 附加給付
- (3) 長期給付事業
 - イ 退職給付
 - ロ 障害給付
 - ハ 遺族給付
- (4) 福祉事業

- イ 保健事業
- ロ 削除
- ハ 貯金事業
- ニ 貸付事業
- ホ 地方公務員等共済組合法第 112 条の 2 に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- へ その他組合員の福利厚生のために行う事業

- (5) 基礎年金代行事務
- (6) 介護保険料等の年金からの特別徴収に関する事務
- (7) 住民基本台帳情報による年金の生存確認及び住所確認に関する事務
- (8) 基礎年金番号による年金の情報交換に関する事務
- (9) 雇用保険情報による年金の支給停止に関する事務
- (10) 厚生年金情報による年金の所得制限に関する事務
- (11) 行政事件訴訟に関する事務
- (12) 長期給付に係る財源率（掛金率・負担金率）の算出等のための各種統計表作成に関する事務
- (13) 貸付事業に係る団体信用生命保険に関する事務
- (14) 貸付事業に係る債務返済支援保険に関する事務

（平19規程2、平24規程1・一部改正、平30規程2・旧第9条繰下、令3規程1・一部改正）

（保有個人データ）

第 11 条 保有個人データは、別表 1 のとおりとする。

（平30規程2・旧第10条繰下）

（第三者提供に係る記録の作成）

第 12 条 規則第 21 条第 1 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規則第 21 条第 1 項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第 14 条から第 15 条の 2 まで、第 16 条の 3 及び第 16 条の 4 において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（規則第 18 条第 1 項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、規則第 17 条又は規則第 20 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規則第 21 条第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（平 30 規程 2・追加、令 4 規程 3・一部改正）

（第三者提供に係る記録事項）

第12条の2 規則第21条第1項の規程で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 規則第18条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 当該個人データを提供した年月日
 - ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第16条の4第1項第3号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
- (2) 規則第17条又は規則第20条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 規則第17条又は規則第20条第1項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規則第21条第1項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（平30規程2・追加、令4規程3・旧第13条繰上、令5規程3・一部改正）

（第三者提供に係る記録の保存期間）

第13条 規則第21条第2項の規程で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前2号以外の場合 3年

（令4規程3・追加）

（第三者提供を受ける際の確認）

第14条 規則第22条第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 規則第22条第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して

既に前2項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る規則第22条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（平30規程2・追加）

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

第15条 規則第22条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規則第22条第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（規則第18条第1項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規則第22条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（平30規程2・追加）

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第15条の2 規則第22条第3項の規程で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者（次号及び第4号において同じ。）から規則第18条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
 - イ 個人データの提供を受けた年月日
 - ロ 規則第22条第1項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - ホ 法第27条第4項の規定により公表されている旨
- (2) 個人情報取扱事業者から規則第17条又は規則第20条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 規則第17条又は規則第20条第1項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- (3) 法第16条第7項に規定する個人関連情報取扱事業者から法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

- イ 法第31条第1項第1号の本人の同意が得られている旨
- ロ 規則第22条第1項第1号に掲げる事項
- ハ 第1号ハに掲げる事項
- ニ 当該個人関連情報の項目

(4) 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第1号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規則第22条第3項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（平30規程2・追加、令4規程3・旧第16条繰上、令5規程3・一部改正）

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第16条 規則第22条第4項の規程で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第15条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 第15条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 3年

（令4規程3・追加）

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認）

第16条の2 規則第22条の2第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 規則第22条の2第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前2項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る規則第22条の2第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（令4規程3・追加）

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成）

第16条の3 規則第22条の2第3項において読み替えて準用する規則第22条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規則第22条の2第3項において読み替えて準用する規則第22条第3項の記録は、

個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実にあると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、規則第 22 条の 2 第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規則第 22 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規則第 22 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(令 4 規程 3・追加)

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第 16 条の 4 規則第 22 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規則第 22 条第 3 項の規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
 - (2) 個人関連情報を提供した年月日（前条第 2 項ただし書の規定により、規則第 22 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規則第 22 条第 3 項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
 - (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (4) 当該個人関連情報の項目
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規則第 22 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規則第 22 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、規則第 22 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規則第 22 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

(令 4 規程 3・追加)

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間)

第 16 条の 5 規則第 22 条の 2 第 3 項において準用する規則第 22 条第 4 項の規程で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 16 条の 3 第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 第 16 条の 3 第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 3年

(令4規程3・追加)

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第16条の6 規則第23条第5号の規程で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 規則第10条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(2) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(令4規程3・追加)

(本人が請求することができる開示の方法)

第16条の7 規則第25条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規程で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他組合の定める方法とする。

(令4規程3・追加)

(第三者提供記録から除外されるもの)

第16条の8 規則第25条第5項の規程で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(令4規程3・追加)

(開示等の請求等方法)

第17条 規則第29条第1項の規程で定める方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 規則第29条第1項に規定する開示等の請求等を行う者（以下この条及び次条において同じ。）は、理事長に対して、別に定める個人情報開示等請求（申出）書を提出するものとする。

(2) 開示等の請求等を行う者が代理人である場合の委任状の様式は、別に定める。

(平30規程2・追加、令元規程5、令4規程3・一部改正)

(開示等の請求等を行う者の範囲)

第18条 規則第24条第1項、規則第25条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、規則第26条第1項又は規則第27条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求等を行うことができる者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本人（規則第2条第4号に規定する本人をいう。以下この条において同じ。）

- (2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 開示等の請求等を行うことにつき本人から委任を受けた代理人

(平19規程2・一部改正、平30規程2・旧第12条繰下・一部改正、令4規程3・一部改正)

(本人等の確認)

第19条 規則第29条第2項の規程で定める本人又は同条第4項に規定する代理人であることの確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 本人が申請する場合

イ 次に掲げる書類のうちいずれか1点（開示等の請求等を行う日において効力を有する書類に限る。）

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、資格確認書等

ロ 写しの送付による開示等の請求等の場合、イに掲げる書類の写しのほか、開示等の請求等を行う者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示等の請求等を行う日前30日以内に作成されたものに限る。）

ハ 婚姻等により、開示等の請求等を行った時の氏名が請求等の内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類

ニ イからハまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 前条第2号に定める者

イ 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

ロ 規則第2条第4号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示等の請求等を行う者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認 次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示等の請求等を行う日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示

① 戸籍謄本又は戸籍抄本

② 住民票の写し

③ 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）」による。）

④ 家庭裁判所の証明書

⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 前条第3号に定める者

イ 代理人本人であることの確認 第1号に掲げる書類

ロ 開示等の請求等を行う者が規則第2条第4号に規定する本人が委任した代理人であることの確認 前条第2号による本人の署名及び押印が付された委任状（開示等の請求等を行う日前30日以内に作成されたものに限る。）及び当該委

任状に押印された印の印鑑登録証明書(開示等の請求等をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)

(平19規程2・一部改正、平30規程2・旧第13条繰下・一部改正、令4規程3、令5規程3、令7規程3・一部改正)

(開示等の請求等に対する決定等通知)

第 20 条 規則第 30 条第 1 項の規程で定める方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第 24 条第 1 項の規定による本人からの求めに対し、利用目的を通知する場合は、別に定める個人情報の利用目的通知書により行うものとする。
- (2) 規則第 25 条第 1 項 (同条第 5 項において準用する場合を含む。)、規則第 26 条第 1 項又は規則第 27 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求 (以下次号及び第 4 号において「開示等請求」という。) に対し、全部について開示等の決定を行う場合は、別に定める個人情報開示等決定通知書により行うものとする。
- (3) 開示等請求に対し、一部について開示等の決定を行う場合は、別に定める個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。
- (4) 開示等請求に対し、全部について開示等しない決定を行う場合は、別に定める個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。
- (5) 規則第 25 条第 1 項 (同条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定による請求に対し、当該請求に係る保有個人データが存在しない場合は、別に定める個人情報不存在決定通知書により行うものとする。

2 規則第 30 条第 2 項の規程で定める方法は、別に定める個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

(平 30 規程 2・追加、令元規程 5、令 4 規程 3・一部改正)

(問合せ窓口)

第 21 条 規則第 29 条の規定による開示等の請求等及び規則第 33 条の規定による苦情の申出に係る問合せ窓口は、次のとおりとする。

問合せ先		
区分	申出等の窓口	
	担当部署	電話番号
規則第 23 条関係 (年金に関する こと)	年金課	052-228-0493
規則第 23 条関係 (年金以外に 関すること)	総務課	052-951-5233
規則第 30 条関係 (苦情)		

(平 30 規程 2・追加)

(手数料)

第 22 条 規則第 31 条第 2 項の規程で定める手数料の額は次のとおりとする。

- (1) 写しの作成に要する費用 実費額
- (2) 送付に要する費用 実費額

(平19規程2・一部改正、平30規程2・旧第21条繰下・一部改正、令4規程3・一部改正)

(仮名加工情報の作成の方法に関する基準)

第23条 規則第34条第1項の規程で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(令4規程3・追加)

(削除情報等に係る安全管理措置の基準)

第23条の2 規則第34条第2項の規程で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 規則第34条第2項に規定する削除情報等（同条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(令4規程3・追加)

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第24条 規則第36条第1項の規程で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に組合において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規

則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(平30規程2・追加、令4規程3・旧第23条繰下・一部改正)

(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準)

第25条 規則第36条第2項の規程で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに規則第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 加工方法等情報の取扱いに関する規則類を整備し、当該規則類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(平30規程2・追加、令4規程3・旧第24条繰下・一部改正)

(匿名加工情報の作成時における公表)

第26条 規則第36条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、組合ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(平30規程2・追加、令4規程3・旧第25条繰下・一部改正)

(匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第27条 規則第36条第4項の規定による公表は、組合ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 規則第36条第4項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(平30規程2・追加、令4規程3・旧第26条繰下・一部改正)

(匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第28条 前条第1項の規定は、規則第37条の規定による公表について準用する。

- 2 前条第2項の規定は、規則第37条の規定による明示について準用する。

(令4規程3・追加)

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

(平30規程2・旧第23条繰下、令4規程3・旧第27条繰下)

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日規程第 2 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 1 日規程第 11 号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 28 日規程第 2 号）

この規程は、公告の日から施行し、平成 29 年 5 月 30 日から適用する。

附 則（令和元年 6 月 28 日規程第 5 号）

この規程は、公告の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日規程第 1 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 30 日規程第 3 号）

この規程は、公告の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 28 日規程第 3 号）

この規程は、公告の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 2 月 20 日規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、令和 6 年 12 月 2 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の第 19 条第 1 号イの規定の適用については、この規程の適用の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める期間は、同条第 1 号イに掲げる書類とみなす。
 - (1) 国民健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。第 4 号において「改正法」という。）附則第 16 条に規定する期間
 - (2) 健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 119 号。次号において「整備省令」という。）附則第 2 条に規定する期間
 - (3) 船員保険の被保険者証 整備省令附則第 6 条に規定する期間
 - (4) 後期高齢者医療の被保険者証 改正法附則第 18 条に規定する期間
 - (5) 国家公務員共済組合の組合員証 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 64 号）附則第 2 条に規定する期間
 - (6) 地方公務員共済組合の組合員証 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府、総務省、文部科学省令第 5 号）附則第 2 条に規定する期間
 - (7) 私立学校教職員共済制度の加入者証 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 32 号）附則第 2 条に規定する期間